(2)水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金などを交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議の上取り組みます。

(3)林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は施肥保育、雑草下刈り、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4)商工業の振興

国内経済の動向は、輸出や生産が減少し、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、不安定な動向が続き、未だ景気に不透明感が漂い、県内経済や中小企業を取り巻く経済環境は、今なお厳しい状況下にあります。

商工業振興については、町内に大型ショッピングセンターがオープンして以来、近隣市町村から多くの買い物客が訪れています。町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗がお互いに相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。

また、工業専用地域の基盤整備（道路）や東崎商業地域への企業誘致、ふるさと資金を活用した誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業などの優先発注、町産品優先使用などにより、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。昨年設置した西原町雇用対策推進本部を軸に関係機関、企業などとの情報、意見交換を図りながら、町民の優先雇用の要請について、町内各企業の協力を得て雇用確保を推進します。

東崎マリンタウンの整備とともに期待される観光振興については、既存の文化、歴史的資源と新しい観光資源の周知と利活用に努め、産業の活性化を図ります。

7 安全で住みよい生活環境の整備

(1)道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、今年度は、課題でありました道路冠水が起こっている小那覇工業団地、我謝（前川）、幸地（上安次座）などの排水路整備を進めます。また小波津川河川に架かる人道橋などの設計も進めます。町道整備も継続して小那覇マリンタウン線、兼久・仲伊保線、小波津川北線、小波津川南線、森川翁長線、兼久・仲伊保線（北側）、小那覇8号線、小波津屋部線、兼久マリンタウン線（東崎兼久線街路事業）の9路線の整備を推進します。

国、県事業についても国道329号与那原バイパス（西原区間）や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津川河川改修事業を推進し、さらに土砂災害なども国・県に要請しながら整備や事業化に向けて取り組みます。

(2)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後も引き続き町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラムの指針を踏まえ、市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。

マリンタウン・プロジェクトについては、東崎公園、東崎都市緑地の整備も完了し、既に供用開始されています。

土地分譲については、商業用地の早期処分を積極的に推進します。

下水道事業については、引き続き、小橋川、呉屋、小波津、翁長地内などにおける面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。中城湾南部流域下水道事業については、その財源確保に努めるとともに事業の計画的推進を図ります。

上原棚原土地区画整理事業については、平成21年度時点で進捗率約97％と最終局面を迎えています。今年度は補償交渉難航による未解決物件の解決及び残っている街路整備や宅地造成工事の完了並びに換地処分に向けて努めます。

西原西地区土地区画整理事業については、平成21年度で全ての仮換地指定が完了しました。今年度は前年度に引き続き建物など物件補償を行い、工事に着手します。また、仮換地指定完了に伴う一部事業計画と実施計画変更のための準備調整などにあたり、関係機関との連携及び関係地権者の協力を得ながら事業を推進します。

(3)上水道事業について

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきましたが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施にあたっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業などとの調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情を考慮し、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。

(4)交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量が増大の傾向にあります。交通安全対策として、これまで住民の生命の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」と「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、横断幕・懸垂幕などの設置、また各種交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

(5)消防・防災体制などの確立

自然災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画をもとに年次的な地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地など、避難場所などについては防災マップやホームページにおいて、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めてきました。特に、これまで梅雨期・台風などで小波津川の氾濫による災害が相次ぎました。今年度は全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を図り、災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開し、被災後の円滑な復旧復興を可能としていくことが重要であります。災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、引き続き関係機関・団体と連携し、地域安全活動などの地域ぐるみの防犯活動を通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて、東部消防組合などと一層の連携・強化に努めます。

今年度は、大規模な災害時の際に援護を必要としている方々の把握を行うため、「災害時要援護者リスト」の作成を行い、町防災計画と連動することで、今後の全庁的な援護体制の構築を図ります。

(6)環境保全対策

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水などによる河川の水質汚濁、増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガスなどによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用など、循環型社会形成が求められています。このため指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、生ごみ処理機購入補助、環境美化・清掃活動、ごみのリサイクルなどを促進し、意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。さらに不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、ごみの減量化、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設備補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、前年度策定した西原町墓地整備基本計画に基づき、本町の都市計画や土地利用計画との調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和が取れるような墓地行政を推進し、無秩序な開発防止に努めます。

8 教育、文化、スポーツの振興

教育の推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標を目指して国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。また「心の教育」並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

なお、今年度も「教育施策5項目」を設定し、具体的な目標と取り組みを明確にし、集中的な実践を図ります。

(1)学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やコンピュータ教育の充実を図ります。また、特別支援教育の充実のため特別支援員を増員します。そして幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対して、預かり保育を実施します。

今年度も沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、名実ともに「文教のまち西原」をめざして教育活動の充実発展に取り組みます。

施設整備面においては、前年度からの継続事業である西原南小学校改造防音工事や西原東幼稚園園舎の耐震化を図るための耐力度調査などを実施し教育環境整備に努めます。

(2)学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも衛生管理には細心の注意を払って、安心・安全な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、引き続き嘱託員を配置して給食費の徴収率向上に努めるとともに、口座振替の推進や、学校・PTAと協力して給食費についての啓発活動を実施し